

取締役会から原子力改革監視委員会への諮問内容

平成 24 年 10 月 12 日

原子力改革監視委員会
委員各位東京電力株式会社
取締役会長 下河邊 和彦

平成 24 年 9 月 7 日開催の当社第 1046 回取締役会において、以下について決定しております。

- ・ 取締役会の諮問機関として、「原子力改革監視委員会」および「調査検証プロジェクトチーム」を設置すること
- ・ 福島原子力事故に対する深い反省のもと、原子力改革を迅速かつ強力で推進していくため、社長をトップとする「原子力改革特別タスクフォース」を設置すること

上記に基づき、次のとおり諮問します。

- ・ 世界最高水準の安全意識と技術的能力、社会との対話能力を有する原子力発電所運営組織の実現に向け、必要な改革を迅速かつ強力で実行することを目的に設置された「原子力改革特別タスクフォース」の取り組みについて、外部の視点で監視・監督すること
- ・ 各原子力事故調査報告書の主要論点をふまえ、「調査検証プロジェクトチーム」の運営方法を含め、課題と対策強化の方向性の整理を行うこと
- ・ 上記結果を取締役に報告すること

以 上

参考資料：原子力改革の基本方針・原子力改革の新体制

○ 原子力改革の基本方針について

方針 1：社内事故調査委員会（既に解散）に替わり、外部専門家が監視・主導する体制とする

- 国外も含め、「外部の目、外部の専門知識」を最大限活用する。

方針 2：各事故調報告書、専門家の提言を真摯に受け止め、実行に移す

- 当社自身で対応できることはすべて実行する。当社自身での対応が難しく、国や規制当局、自治体と一体となって見直しを図るべき提言は関係機関に積極的に働きかける。

方針 3：「世界最高水準の安全と技術」を目指し、原子力改革を推進する

- 取締役会による監督の下、社長自らが改革に意欲を持つ中堅・若手社員を指揮し、改革を主導する。
- 福島原子力事故の教訓を世界に発信していく。また、廃炉や除染・廃棄物の処理についても、世界の英知を結集し、得られた知見等を世界に活かしていただく。

○ 原子力改革の新体制

基本方針を展開する具体的な体制として、

- ① 国内外の専門家・有識者の方々による「原子力改革監視委員会」を設置し、改革の実行を厳しく監督いただく。
- ② 必要な追加調査・検証と対策強化の方向性をご指導いただくため、社外専門家を中心とする「調査検証プロジェクトチーム」を設置し、上記①の「原子力改革監視委員会」と一体的に運営する。
- ③ 上記①の「原子力改革監視委員会」の監督の下、社長をトップとする「原子力改革特別タスクフォース」を設置して改革を迅速かつ強力で推進する。
 - 社外の目・専門知識を活用
 - 安全文化、安全対策、防災、リスク・危機管理、情報公開・リスクコミュニケーション等を改革

原子力改革の新体制

